平成２４年（フ）第６４号
茨城県神栖市太田703番地200メゾンひまわり１号室
債務者　渡邉　和重
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６８号
茨城県鹿嶋市宮津台4712―28グランモア・ラ・メールＣ棟101号室
債務者　糸川　枝美（旧姓赤須）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第９２６号
千葉県市川市宮久保１丁目16番11号　三喜三番館103号
債務者　高橋　由美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０３１号
千葉県船橋市南三咲１丁目11番15号
債務者　清宮　郁男
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５５号
千葉県船橋市前貝塚町1015番地９　サンハイツカネコＡ棟102号
債務者　後藤智恵子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８３号
千葉市美浜区高洲４丁目４番１棟907号
債務者　今野　裕司
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３８号
山梨県笛吹市一宮町南野呂422―１、住民票上の住所山梨県山梨市大野797番地
債務者　仲澤　秀男
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
山梨県富士吉田市新倉3044番地10
債務者　中村　和彦
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
山梨県大月市大月町花咲1498番地
債務者　滝音　麗菜
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
長野県上田市下丸子590番地５
債務者　関川奈都子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２１１号
長野県松本市浅間温泉１丁目８番Ａ―506号
債務者　齋藤恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６９号
岐阜県美濃加茂市本郷町５丁目17番16号
債務者　鈴木　義春
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第７０号
岐阜県美濃加茂市本郷町５丁目17番16号
債務者　鈴木　由香
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１３４号
滋賀県彦根市中藪町741番地19
債務者　疋田　敦子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１８１号
滋賀県彦根市岡町12番地　806号
債務者　木下　信明
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４５３号
兵庫県姫路市保城620番地１保城住宅１棟1607号
債務者　畠田　孝春
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５４号
兵庫県姫路市保城620番地１保城住宅１棟1607号
債務者　畠田　延子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４６２号
兵庫県姫路市大津区新町２丁目46番地５
債務者　武田　通子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部